九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「防人歌」の筆録 : その言語資料としての性格

迫野, 虔徳
九州大学文学部助教授

https://doi.org/10.15017/12062

出版情報：語文研究. 50, pp.1-10, 1980-12-01. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

「防人歌」の筆録

――その言語資料としての性格――

迫野虔徳

万葉集の巻十四東歌と巻二十防人歌には、ともに上代の東国方言を反映する歌がふくまれていて、万葉集の中でも、特異な位置を占めているが、ことば（方言）の資料としてみるとき、必ずしも両者を同一に扱い得ない点があるということは、これまでにも、しばしば指摘されてきたところである。すなわち、巻二十防人歌は、比較的忠実に当時の東国方言を反映した資料とみなし得るが、巻十四東歌は、収集過程、編纂過程を通して、中央の人の手入れのあとが色濃く、防人歌にくらべて、資料的にやや問題が多いとされる。

巻二十防人歌の、特に「天平勝宝七歳乙未二月相替遣筑紫諸国防人等歌」八四首は、あつめられた年時、一首一首の作者、さらに、それらをとりまとめて進上した防人部領使の氏名、官位、日時、進上した歌の数まで明らかであり、しかも、使用字母の国ごとのかたよりなどからして、防人部領使が、兵部少輔大伴家持のもとに進上したときの原形を、それほどあらためることなく、（せいぜい、拙劣歌をとりはずしたくらいで）そのまま万葉集に収録したものではないかということを思わせるフシさえある。

これに対して、巻十四東歌は、「或本歌曰」とか「一本歌曰」という注をもつものがあるように、その収集過程が複雑でよくわからない。しかも、一字一音式の表記にもかかわらず、「思鹿」（三五三〇）「久草」（同）「楊奈疑」（三四九一）のような意義連想の用字、変字法と呼ばれる「都追」（三三六〇）「宿莫奈那（寝ななな）」（三四八七）といった、他の非東国系の巻のあるものに、むしろ共通する表記上の技巧が多く見られるなど、万葉集に登載されるまでの間に、中央の人の手が、かなり加わっていることが予想される。（むしろ、東歌は、「東歌という、特殊な一個の、貴族たちの文化財」として、それ自体、すでに、素朴に東国的とはいいがたいという意見もある。）[注1]

このように、東歌と防人歌の性格が異っているとすると、単に、東国的というだけで、両者を同列に扱うことはできない。特に、東歌は、かなり割引いて扱う必要があるということになる。

ところで、東歌にくらべると、防人歌の方が、資料の身もとという点では、はるかに明瞭で信頼に足るということは、たしかに認められることであるが、防人歌にはまたそれとして留意しなければならない資料上の問題点があるのではないかと思う。防人歌の資料と

しての身もとのたしかさに心を許してのことか、従来、その点の吟味が必ずしも十分ではなかったように思うのである。そこで、ここでは、その留意事項の一つとして、防人歌の筆録者の問題をとりあげてみたい。巻二十の防人歌（以下、特に天平勝宝七歳の防人歌についていう）は、基本的に防人の歌を誰か別人が筆録したという構造をもっているが、この点についての十分な配慮なしにはよみときがたいところが、この資料にはあるように思われる。しかるに、従来、必ずしもこの点への留意が十分ではなかったように思われるのである。

防人歌は、歌を詠んだ防人たちが、それぞれ、みずから書きうつしたのではなく、国ごとに、誰か一人のものがとりまとめて筆録したものらしいということは、今日、ほぼ認められていることであろう。国によって、使用された仮名字母にかたよりがあり、しかも、一つの国の中では、そのつかわれかたが、だいたい均質的である。また、いわゆる訛音の記述も、防人歌全体に均質に分布するわけではなく、国ごとにある傾向をもっている。これは、国ごとに方言を異にしているからだと考えられないこともないが、（事実、そのような部分もあるであろうが）、たとえば、上総国のように、周辺の国に比較して、いわゆる訛音表記が極端にすくないなど、記録者の表記態度のちがいがもたらしたと思われる面がすくなくない。これらを考えあわせると、一つの国の歌は、誰か一人の人がとりまとめて、採録・筆記したのであろうというのは、ほぼ間違いのないことであろうと思う。

そして、一体に、この防人歌の筆録者の多くは、歌いあげられることがらよりも、表現手段としてのことばの方に関心をいだいて、そのことの記述に腐心しているような面があるように思う。

以前、浅見徹氏が、

日を接して各国の防人歌が逐次集まって来てゐることは、この仕事が部領使達の個人的な発意でないことを側面から物語らう。これらが一字一音の假名表記を主としたのは、時代の趨勢であったとしても、同質ではないにせよ、各国の歌の殆どが俚言を含んでゐる事実も、部領使達の俚言温存の意図が偶然一致したのではなく、家持、或はこれに替る者の意志を推戴してのものであらうと推定する。

と注意されたことがあるが、[注2] 実際、防人歌の採録にあたって、東国らしさというのが、あらかじめ極力要請されていて、そのために、筆録者は、必要以上にことばの面の東国的要素を意識して、その記述につとめたのではないかとさえ思いたくなるようなところがあるように思う。それが要請されたものであったか、自然と関心の向くところであったかは、いま問わないにしても、防人たちによって、次々とよみあげられていく歌を、一人の筆録者が、耳をこらして、できるだけ忠実にうつしとろうとした姿勢が、概して、この防人歌には認められるとすると、防人歌の表記されたものも、そのようなものとして理解されなければならない。すなわち、いいかえれば、防人歌の表記は、人の口をついて出たことばを、極めて観察的な態度で記録したものという性格を基本的にもっているということである。このことは、筆録にあたった人が、防人たちと言語の体系を異にする中央の人であった場合、ことに重要な意味をもってくるはずである。「外国資料」と呼ばれるものが、そうであるように、筆録者は、耳にした音を、常にみずからの音韻体系に照して、解釈した

上で文字化するのである。

そうすると、それぞれの国で、防人たちの歌の筆録にあたった人が、どういう人であったかということは、かなり重要な意味をもってくることになる。

防人歌の筆録者については、国衙或は軍団の下役人などの土着の人ではないかという意見もあるようであるが、一般には、それぞれの国の防人部領使がその任にあたったと考えられているのではないかと思う。そうであるなら、各国ごとの防人歌の末尾に注記された記事によって、その官位も名前も明らかである。守みずからが防人部領使として、防人たちを難波津まで引率したのは、相模、駿河・下野の三国。武蔵は掾、常陸・上野は大目、上総・下総は少目、遠江は史生が部領使であった。ただ、信濃は、「上道得レ病不レ来」とあって不明であるが、しかし考えてみれば、わざわざこのような記事を書きつけるところからすると、この防人歌の進上については、それぞれの国の部領使に、かなり重く義務づけるところがあったというようにも思われる。そうであれば、実際に、採集・筆録のことにあたった人に、それぞれの国の部領使を想定するのは、大いに、あり得ることのようにも思われる。

しかし、なお、実際には、その下僚が筆録の任にあたったかというように疑えないこともなく、確定的なことは言えないが、ともかく、今は、筆録者を具体的に誰と比定することではなく、重要なのは、それが、土着の人であったか、中央の人であったかということである。ここで、議論は、循環的にならざるを得ないが、現象的には、中央語を日常的に話す人を筆録者に想定した方がふさわしいと思われるような表記が防人歌に見られることは事実である。

多志夜波婆可流（立憚　四三七二　常陸）
阿母志志（母父　四三七六　下野）
阿米都之（天地　四三九二　下総）
麻久良多之（枕大刀　四四一三　武蔵）

本来、「知」類の仮名で書かれるべきところを、「斯」類の仮名でうつしたもので、この現象については、すでに、有坂秀世氏に、詳しい考察がある。[注3] 有坂氏は、これらは、tiの破裂の音が、東国で早く破擦音化して、tʃiあるいは、tsi・tsīのような音になっていたことを証するものであろうとされた。すなわち、これらの国の筆録者たちは、防人たちのチの発音が、tʃiとなることを耳さとくとがめて、知の仮名ではなく、安志（足）や都久之（筑紫）のシと同じ仮名でそれを遇したというのである。筆録者が防人たちと同じ発音傾向にある土着の人であっては、防人たちのチの音をとがめること自体むつかしい。中央語では、かなり遅くまでチはtiの破裂音であったことは、いろいろな文献でたしかめられることである。したがって、この表記の意味を有坂氏のように解するのがただしいとするなら、これらの国々の筆録者は、中央語を日常語とする人たちであったと想定するのが、もっとも自然な解釈であるといえよう。[注4]

あるいは、次のような事実も、筆録者に中央の人を想定した方が解しやすいように思われる。

多々美気米（畳薦　四三三八）
等知波々江（父母よ　四三四〇）
於米加波利（面変　四三四二）
於米保等（思へど　四三四三）
古米知（子持　四三四三）

和須良牟弖（忘むと　四三四四）
和伎米故（吾妹子　四三四五）
宇知江須流（打寄　四三四五）
苦不志久米（恋しくも　四三四五）
佐久安例弖（幸くあれと　四三四六）
気等婆是（言葉ぞ　四三四六）

これらは、オ段のものをエ段に交替表記したもので、すべて駿河国の防人歌中に見えるものである。

従来は、この交替表記を駿河国に著しかった転訛現象として説明することが多かったように思う。転訛といっても、右の例のありかたからして、「阿之賀利（足柄）」「伊波（家）」のような語彙的な変形ではなく、音韻上の一つの傾向とみてよいものであろう。もとのオ段の形で、特殊仮名遣の二類の別のあるものは、右の例ではすべて乙類のものに限られているが、これが偶然でないとすれば、この現象を「転訛」とみる従来の説は、結局、駿河国では、オ段、とりわけその乙類のものに発音上、問題があって、それを、エ段の音になまって（転じて）発音することがしばしばあったと解しているということになるであろう。

しかし、このように解するとき、気がかりなのは、この転訛の現象が、ほぼ、駿河国一国に限られているということである。

他には、遠江国に、「等倍多保美（遠江　四三二四）」という例がわずかにあるくらい、いわゆる訛形の多い東歌・防人歌の中にあって、この現象だけは、著しく駿河国の防人の歌に偏在している。

もっとも、「加其（影　四三二二）」「佐々己弖（捧　四三二五）」が遠江国にあり、類似のものが下総国に「加多米等之（固めてし四三九〇）」、信濃国に「古与弖（越えて　四四〇三）」とある。これもまた、エ段のものがオ段（乙類）になまった（転じた）ものとみれば、駿河国のものと、ちょうど、逆の関係になり、オ段とエ段との交替する現象は、駿河国だけに限らず、ある程度のひろがりをもっていたとみることもできる。

しかし、ともかく、オ段のものがエ段に転ずる現象は、まず駿河国に限られるのである。

それで、浅見徹氏などは「この様に国によって非常に顕著な偏りのある事実を、駿河国の音韻状態の実態と直ちに結論づけるのは、非常に危険である」として、この現象を、駿河国の方言的実相をつたえるものとみることに疑いを示された。[注5] 実際、駿河国では、これほど著しい現象でありながら、他の国の防人歌や、また、同じ駿河から採録したかも知れない東歌に、ほとんどその例をみないというのは、いぶかしい限りで、何かの意図があって、このような方言形を捏造したのではないかと疑われるのも無理からぬところがあるように思える。

しかし、これを「転訛」とみるのは、あくまでも一つの解釈でしかない。

駿河国の登載歌は、全部で十首。そのうち七首までに右の現象がみられる。これを転訛とみて、十人の防人のうち、七人までがタタミケメ（畳薦）、ケトバゼ（言葉ぞ）のようになまった発音で歌をよんだというのは、他の周辺の諸国と比較して、やはり尋常ではなさそうだということであれば、十首中七首まで共通するのは、筆録者の態度に起因することを示すのではないかと疑ってみる余地があるのではなかろうか。

すなわち、この駿河国の防人歌には、已蘇岐（急）、已麻（今）、已蘇（磯）、已波比弖（斎）、已麻勢（坐）、已比（家）のように、他の国では使用しない「已」の仮名を平均して用いていて、一人の人物が筆録したらしい跡がいちじるしいが、右の現象も、この人物の筆録態度に原因しているのではないかと考えてみてはどうかということである。

その人物が誰であったかは、厳密には、不明というべきであるが、今日一般的な見方にしたがって、この国の防人部領使、駿河国守従五位下布勢朝臣人主であったとすると、この現象は、従来と全く違った形に解釈し得る。

布勢朝臣人主は、天平勝宝七歳の防人歌が書きとめられた半年ほど前の、天平勝宝六年七月に駿河守に任ぜられた。そして、それより三ケ月ほど前の、天平勝宝六年四月に、入唐第四船の人として帰朝したばかり（続日本紀）の、まずは当代きっての知識人の一人であったといってよい。このような人物が、駿河国の防人たちの歌を書きとめたとすると、その書きとめられたのは、いうまでもなく、この人物の耳を一度通してのものであることに注意しなければならない。そうすると、この交替表記は、必ずしも転訛現象とみなさなければならないということはなく、防人たちは、彼等なりに、「多々美許母」「許等婆曽」と発音したつもりなのに、筆録者は、それを、「多々美気米」「気等婆是」のように聞きなしたと解せないことはない。東国の方言と中央語と、オ段やエ段の発音が、それぞれ全く同じであったという保証はない。中央語を話す筆録者には、彼らの「多々美許母」は、むしろ「多々美気米」に、「許等婆曽」はむしろ、「気等婆是」のように聞えるというのが、この駿河国のオ段→エ段の交替表記の意味であったかもしれない。そうであるならば、これは、転訛の現象というより、二つの言語の照合の問題であって、一つの言語をもって、他の言語を解釈した、そのことの文字表記であるということになるであろう。

そして、このように筆録者の聞きなしとして、この現象を解しうるとするなら、駿河国にだけ、どうしてこのような交替表記が多いかという理由が、よく理解できるように思う。いいかえればこれは、駿河国だけにあった特異な現象などではなくて、あるいは、この国の筆録者が、武蔵国や上総国の防人の歌を筆録したなら、やはり、同じような表記をそれらの国にも残したかもしれないということで、その可能性は、また、否定しがたいように思う。

さて、このように、防人歌には、中央語をもっぱらにする筆録者が、防人たちの歌を自分なりに解釈して、記述するという点がいろいろと認められることは否定できないのであるが、それでは、すべて中央出身の筆録者が記録したものであるかというと、必ずしも、そうとばかりは言えないところがあるようなのである。

たとえば、上総国のいわゆる上代特殊仮名遣の表記などをみてみると、これは、中央語を日常語とする筆録者の手になったものとは、とても思えない。

イ甲―イ乙

紀尓志乎（来にしを　四三四九）

伊波非弖（齋ひて　四三四七）

多非（旅　四三四八）

イ乙―イ甲

可美（神　四三五〇）

余曽尓能美（助詞のみ　四三五五）

エ甲―エ乙

波気流（佩ける　四三四七）

伊閇（家　四三四七）

伊倍加是（家風　四三五三）

伊倍其登（家言　四三五三）

加倍理（帰り　四三五〇）

美知乃倍（道の辺　四三五二）

都久之閇（筑紫辺　四三五九）

夜倍（八重　四三五一）

エ乙―エ甲

敝牟加流（舳向かる　四三五九）

都加敝麻都里弖（仕奉　四三五九）

ただし、四十例以上にのぼるオ段のものについては、全く混乱がみられない。

これは、上総国のわずか十三首の登載歌中に認められるものであることを思えば、やはり、その混乱は、相当なものがあるといってよいであろう。

しかも、その混乱の傾向は、明らかに、中央語の場合と異っているといってよいようである。亀井孝氏によると、天平後期の中央語の特殊仮名遣は、次のようであったという。[注6]

(1)少くとも、文字の上に、キ・ヒ・ミの混乱を確認することはできない。

(2)ケ・ヘ・メは、天平後期には、すでに多かれ少かれ動揺している。

(3)オ段のばあいは、各音節によって一律にいえないが、トの混同は天平後期には完全なところまで達している。

先ほどの混同例とくらべてみると、(1)(2)(3)の各項にわたって、特に(1)と(3)は、そのありかたが、大きく異なっている。その混同の量的な多さといい、質的な相違といいこの上総国の特殊仮名遣の表記は、この土地の方言の状態をかなり忠実に反映したものとみてよいであろう。しかし、それは、この国の表記態度一般からして、中央出身の筆録者が防人ひとりひとりの発音を忠実に模したがため（このこと自体、問題の多いというまでもないが）というようなものではなさそうである。この上総国の防人歌には、特殊仮名遣の混乱をのぞくと、いわゆる訛形とみなすべきものが極めてすくない。その点、逆に、特殊仮名遣の違例は一例もなく、いわゆる訛形表記の多い駿河国などとよい対照をなしている。これは、駿河国の筆録者が、歌うことに関心をいだいて、その音形を観察的に筆録することが多かったのに対して、この上総国の筆録者は、むしろ、歌そのものの筆録を心がけたという筆録態度の相違によるのであろう。そして、この国の筆録者が、この土地出身の人であったため、特殊仮名遣など、中央と異った音韻の状態が、おのずと表記の上に露呈することになったと考えれば、いわゆる訛形の表記がすくない中で、特殊仮名遣の違例だけが、右のように数多くあらわれるという、一見、相反するがごとき事実も、よく理解できるように思う。（上総国の防人部領使は、その末尾の記事によると、少目従七位下茨田連沙弥麻呂という人であるが、経歴等、一切不明である。）

このようなことが認められるなら、一口に防人歌といっても、その内実は、決して一様ではないといってよいであろう。国によって、

東国の出身者であったり、中央の人であったり、その筆録者の出自が異っており、それぞれの筆録者の、筆録にあたった態度も、決して同じではない。したがつて、防人歌は、厳密には、十ケ国十人の筆録者によってまとめられた、それぞれ性格の異る十個の作品群としてとりあつかわれるべきで、全体を等質な一個の資料であるようにみなして一律にあつかうのは、ただしいあつかい方ではないということになるであろう。

たとえば、いわゆる上代特殊仮名遣の東国での状態を明らかにするために、防人歌の全体調査がよくなされるが、これなどは、その意味では、たいへん問題が多いといえそうである。

まず、特殊仮名遣の表記といっても、筆録者が東国出身の人であるか、中央の人であるかによって、意味が同じとは思えないのである。先述のように、上総国の特殊仮名遣の違例は、防人たちのなまりの忠実な反映というより、筆録者自身の音韻の露呈と考えた方が、この国の防人歌の筆録の態度一般から見て矛盾がすくないと考えられる。しかしこの場合、特殊仮名遣の違例の質的量的傾向からして、筆録者は東国の人とした方がふさわしいから、結果は、防人たちのなまりをうつした場合と、さして変らないことになったのであるが、筆録者が中央の人であった場合、特殊仮名遣のその表記の意味は、かなりむつかしいものになるように思われる。

奈尓波都尓余曽比余曽比弖気布能比夜伊田弖麻可良武美流波々奈之尓

（難波津に装ひ装ひて今日の日や、出でて罷らむ見る母なしに

四三三〇）

相模国の三首の登載歌のうちの一首で、その中に、今日を気布とした仮名遣の誤りがある。相模国の防人部領使は、守藤原朝臣宿奈麿で、この人がみずからこの国の防人の歌を筆録したとすると、この表記の意味は、たいへんむつかしい。（宿奈麿は、のちに良継と改名。内大臣従二位に至り、宝亀八年六二才で薨じた。藤原宇合の第二子）すくなくとも、相模国の防人の歌であるから、相模国のケの甲乙の混乱例と何の疑いもなくきめつけてしまうには、はばかられるものがありそうである。

駿河国には、中央出身の筆録者の聞きなしによると思われるオ段―エ段のいちじるしい交替表記が多く見えることは、先述の通りであるが、特殊仮名遣については、全く誤りが見られない。これは、この注意深い筆録者にして、耳にした限りでは、この国に特殊仮名遣の混乱がみられなかったことをただちに示すものであるかどうか。あるいはまた、武蔵国には、訛形の場合を除いて、特殊仮名遣の関係音節は六十余例あるが、そのうち誤りと思われるものは、都久之倍夜里弖（四四二三）の一例だけである。[注7] 都久之倍だけは、防人の発音の反映というのも言いにくそうであるから、他の「正例」も防人たちの発音通りとすると、今度は、近くの上総国の状態とあまりに不釣合になってくるように思われる。このようにしてみると、筆録者が中央の人である場合、どこまで東国の特殊仮名遣の状態を反映しているのか、かなり疑わしいように思う。いいかえれば、単に防人歌に見える例ということで、すべてひとしなみにあつかうのは、問題が多いということである。

さてしかし、中央出身の筆録者の手になるかと推定されるものでも、他の巻の中央語の場合にくらべると、やはり混乱はかなり目立つわけで、現地の状態とは全く無関係であったとも言いがたいよう

である。オ段に混乱した例がほとんどみられないということも、東国の方言の状態をある程度反映しているのかもしれない。先に、阿米都之、阿母志々のような表記をなす筆録者は、中央語を日常語としていた人がふさわしいと述べたが、その例の見られる諸国のうち、武蔵は先述のように都久之倍の一例のみ、それに対して、常陸は、キ・ヒ・ミに三例、ケ・ヘ・メに五例、下野は、前者に二例、後者に三例、下総も、それぞれ四例づつの混乱が見られる。これは、やはり決して少い混乱とは言えないであろう。しかも、中央語では、天平の後期にまだ混乱が確認できないとされるキ・ヒ・ミに、右のようにかなりの混乱がみられる。したがって、これらの国々の特殊仮名遣の表記に、あゞ程度、東国の方言の状態が反映していることは否定し得ないように思う。

しかし、子細に混乱例をみてみると、そこには、ある意味がありそうである。これらの国々の防人歌にみられるキ・ヒ・ミの混乱例は、次のようである。[注8]

夜奈枳（柳　下総　四三八六）
阿我古比乎（恋　常陸　四三六六）古比須（恋　同　四三七一）
古比須々（恋　下総　四三八六）
可志麻能可美（神　常陸　四三七〇）阿米都知乃可美（神　下野　四三七四）可美佐夫流（神　同　四三八〇）夜之里乃加美（神　下総　四三九一）以都例乃可美（神　同　四三九二）

右に見るように、混乱した例は、恋と神の二語にほぼ限られている。したがって、これらから、キ・ヒ・ミの混乱は、東国においても、まだ、一、二の語についてみられるぐらいの、語彙的な段階にあったのではないかと推定してみることもできる。東国のそのいくつかの語についての混乱が、なおキ・ヒ・ミについては厳密な区別を保っていた筆録者たちには、耳にたって意識され、東国のなまりとして、ことさらに文字表記の上にのぼせられたのではないかと考えてみることもできよう。

しかし、東国出身の筆録者自身の音韻が反映したのではないかと考えられる上総国のキ・ヒ・ミの状態をみると、すでに、語彙的な段階とばかりも言えないように思えるし、また、右の混乱例も、「恋」と「神」の二語について、あまりに徹底しすぎている点が、かえって不審に思えないこともない。

そこで、これらの国のキ・ヒ・ミの表記全体をあらためて見直すと、実は、次のような表記の中で、混用例となっていることがわかるのである。

常陸国
奴伎（貫）許伎奴（漕）佐伎牟理（防人）佐和伎（騒）弊伎（べき）伎奴（来）伎尓之（来）可具波之伎（香ぐはしき）世伎（関）佐伎（崎）都岐許曽（告）
与曽比（装）比留（昼）比多知（常陸）古比（恋）古比須（恋）
美布尓（御）美都々（見）美久佐（御）美佐可（御）可閇理美須（顧）可美（神）

下野国
意富伎美（大君）奴伎（貫）由岐（行）伊多太伎（頂）己岐（漕）佐岐毛利（防人）等伎（時）奈伎佐（渚）
都久比（月日）都度比（集）比等（人）由麻比（病）餘曽比（装）
意富伎美（大君）美多弖（御）奈美（並）美礼婆（見）美都良（角髪）之良奈美（白波）須倍奈美（術無）宇美（海）可美（神）

可美佐夫流（神）

下総国

阿加等伎（暁）己枳（漕）等枳（時）他都枳（方便）作枳（先）於枳弖（置）枳奴（来）枳世之（着）都枳（着き）久枳（釘）於保伎美（大君）**夜奈枳**（柳）之麻加枳（島かげ）

以波比弊（斉）阿加古比須奈牟（不詳）**古比須々**（恋）

奈美（波）加奈之美（悲）志良奈美（白波）美許等（命）加之古美（畏）由美（弓）**夜之里乃加美**（神）**以都例乃可美**（神）美他（共）

右を一見して明らかなように、これらの国では、キ・ヒ・ミに伎（岐・枳）・比・美の甲類の仮名一種類が使用されているだけである。「恋」や「神」は、このような中で混用例になっているのである。これは、たいへん注目されることである。

もっとも、これは、乙類音を含む「恋」や「神」が甲類に誤ったため、たまたま、甲類の仮名一種類が使用されているように見えるだけとも解される。しかし、それにしては、あまりに整一にすぎないであろうか。乙類音を含む「恋」と「神」は、あらわれたかぎりは、すべて甲類に転じているし、この二語以外に乙類音を含む語には、あとただ一つ「柳」という語があるが、これもまた、甲類に転じているのである。これは偶然であろうか。

むしろ、これは、これらの国々では、はじめから、キ・ヒ・ミには、ただ一種類の仮名が用意されていただけとみるべきなのではなかろうか。甲類の仮名ひとつだけを使用することにしていたとすると、おのずから、乙類音を含む語は仮名ちがいということになる。そして、これらの国の防人歌にあらわれる乙類音を含む語といえば、たまたま、恋と神に限られていた。そのために、キ・ヒ・ミの混用例は、ほとんどこの二語の場合に限られることになったということなのではなかろうか。いわゆる訛形の「都岐許曽（告げこそ）」「之麻加枳（島かげ）」「美他（ムタ共）」などにも例外なくこの一類の仮名が用いられている。これもまた、この統一的な文字づかいが単なる偶然の結果などではなかったことを示すものではないかと思われるのである。

さて、キ・ヒ・ミに意図的に伎・比・美の一種類の仮名しか用意していなかったとすると、もちろんそれは、これらの国々では、キ・ヒ・ミの二類の別が完全に崩壊して、一類に化してしまっていたことを示すものとみなければならない。そして、キ・ヒ・ミの甲乙の別が完全に失われていたのであれば、表記もまた、このような形になるのが一番自然である。すでに無意味化した臨時的な音の変容を、自分の音韻になぞらえて、一語一語書きとるよりも、そのありかたそのものを解釈することの方が自然だからである。

なお、ケ・ヘ・メについては、これらの国でも、キ・ヒ・ミのようには仮名そのものの整理はおこなわれていないようにみえる。ケ・ヘ・メは、キ・ヒ・ミにくらべると、東国でも、なお二類の別の有意味さが完全には失われてしまっていなかったということであろうか。オ段の解釈のしかたとあわせて、なお考えてみる余地がありそうである。[注7]

ともあれ、キ・ヒ・ミについては右のようなことがおこなわれていたとすると、中央語を話す筆録者の手になるかと推定される防人歌にも、たしかに東国の特殊仮名遣の状態はただしく「反映」されていたということになるが、このような反映のしかたのあり得るこ

とは、防人歌が作歌者自身でなく、別な人の手によって筆録されたものであるということを考慮に入れることによって、はじめてよく了解されることであろうと思う。

以上、表記の問題に、当然のことながら、表記者の問題が重要なものとしてあることを防人歌の場合にみてきたのであるが、個々の解釈については、なお異論の余地が多くあるであろう。御教示いただければ幸いである。

注

1、亀井孝「方言文学としての東歌・その言語的背景」『日本語系統論のみち』
2、浅見徹「上代の東国俚言—東歌・防人歌の解釈方法に関する問題」万葉四十号
3、有坂秀世「奈良時代東国方言のチ・ツについて」『国語音韻史の研究』。『上代音韻攷』517P以下もほぼ同。
4、亀井氏は、注1論文で、むしろ音韻転化の現象とみるべきとされる。この現象の解釈には、東国のシの音価のことも関係していて、なお異論があり得るかもしれない。
5、注2論文
6、注1論文
7、異伝歌が昔年防人歌の中にあり、そこでは、都久志波夜利弖となっている。そこで塙書房万葉集などでは、ツクシハヤリテとよんでおり、このようによむなら、もちろん混乱にならない。
8、これら以外の国では、「弄毛（紐　上野　四四〇四）」「古比之久（恋　上野　四四〇七）」「賀美乃美佐賀（神　信濃　四四〇二）」などの混乱がある。
9、ケ・ヘ・メの混乱は、上総国の例などからしても相当著しいものがある。むしろ、キ・ヒ・ミと同様の処理がなされなかった（ように見える）のは、中央語自身の問題が大きかったのであろうか。中央の人の筆録かと推定されるものにも、かなりのケ・ヘ・メの混乱がみられるが、これは、一語一語、防人の発音をうつしたからというより、一種の相乗効果とみるべきであろうか。東歌の混乱が、ケ・ヘ・メに多く、オ段はコの例をのぞくとさして多くない。そして、キ・ヒ・ミには、全く混乱例がないというのは、この場合、たいへん興味深いものがある。